

議案第 56 号

町立瑞穂第一小学校外 1 箇所屋内運動場非構造部材耐震化工事請負契約の変更契約について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 8 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉浦裕之

(提案理由)

本件工事のうち、町立瑞穂第三小学校屋内運動場において、アスベストの除去工事を追加する必要が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 8 号）第 2 条の規定により、議決を求める。

町立瑞穂第一小学校外 1 箇所屋内運動場非構造部材耐震化工事請負契約の変更契約

平成 30 年 6 月 15 日議決、町立瑞穂第一小学校外 1 箇所屋内運動場非構造部材耐震化工事請負契約について、下記のとおり契約を変更する。

記

契約金額「金 91,800,000 円」を「金 99,954,000 円」に改める。

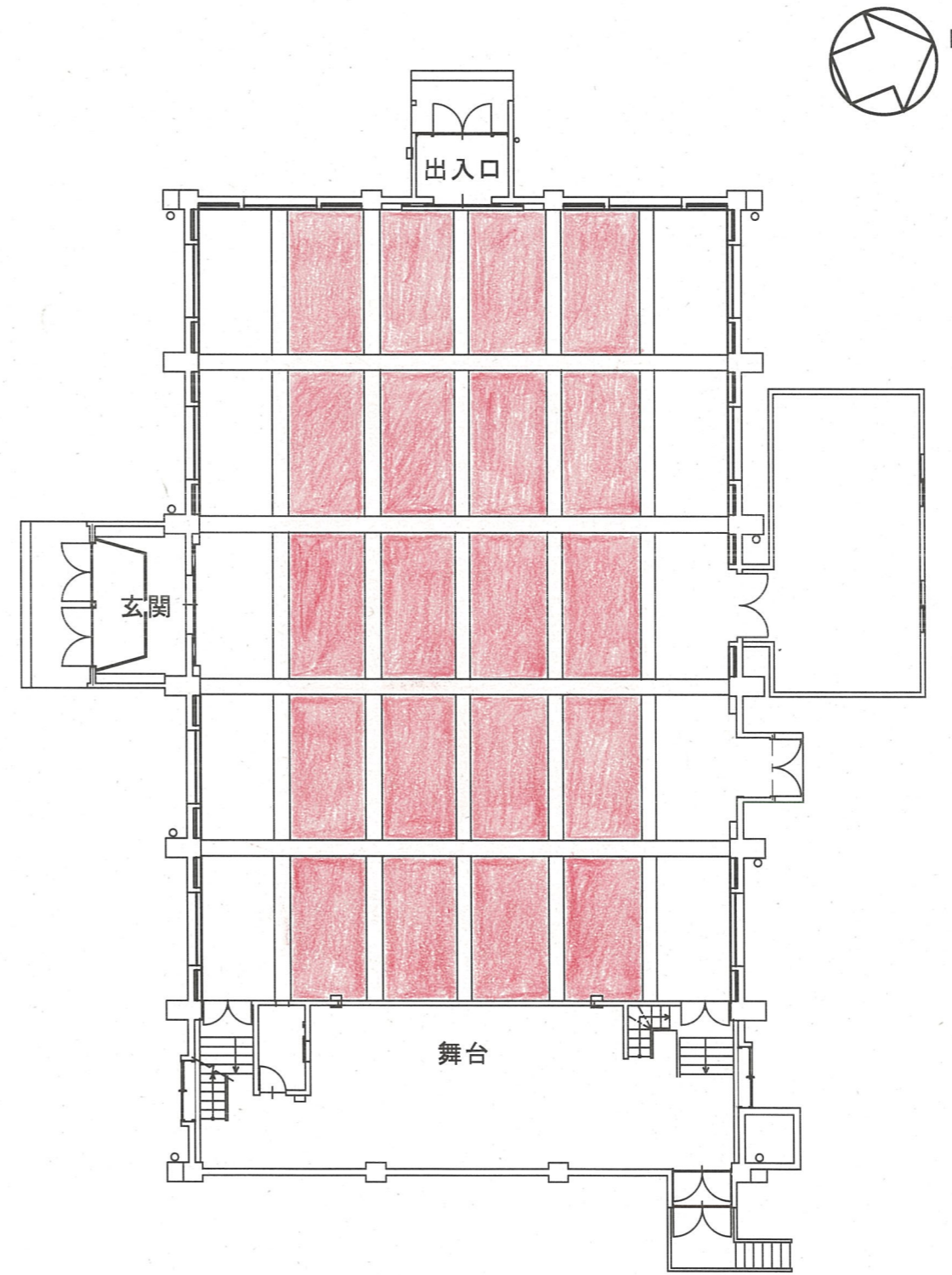
工事件名：町立瑞穂第一小学校外1箇所屋内運動場非構造部材耐震化工事
工事箇所：瑞穂町大字二本木670番地

添付資料

瑞穂第三小学校


変更概要

- 1 アスベスト含有断熱材除去工事
275㎡ (10m×27.5m)
- 2 工期 12日追加
平成30年11月12日まで



天井伏図

凡例

 アスベスト含有断熱材除去範囲